

山口県報

平成19年
3月23日
(金曜日)

目 次

規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………一

山口県病院事業財務規則の一部を改正する規則(医務保険課)……………一

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)……………二

教委規則

山口県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則……………四

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………四

公安委規則

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則……………四

公安委規程

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程……………五

公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………五



知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十三号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十四年山口県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立農業大学の入校試験の成績の項から家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の成績の項までを削り、同表林業架線作業主任者講習修了試験の成績の項中「山口県林業指導センター」を「山口県農林総合技術センター」に改め、同表地山の掘削作業主任者技能講習修了試験の成績の項を次のように改める。

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了試験の成績	合格発表の日から一月	山口県農林総合技術センター
-------------------------------	------------	---------------

別表土止め支保工作業主任者技能講習修了試験の成績の項を削り、同表はい作業主任者技能講習修了試験の成績の項から玉掛技能講習修了試験の成績の項までの規定中「山口県林業指導センター」を「山口県農林総合技術センター」に改め、同項の次に次のように加える。

山口県立農業大学の入校試験の成績	合格発表の日から一月	山口県立農業大学
農業機械二級技能検定試験の成績	合格発表の日から一月	農林水産部農業振興課
農業管理指導士認定試験の成績	合格発表の日から一月	農林水産部農業振興課
家畜人工授精に関する講習会の修業試験の成績	合格発表の日から一月	農林水産部畜産振興課
家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の成績	合格発表の日から一月	農林水産部畜産振興課

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十四号

山口県病院事業財務規則の一部を改正する規則

山口県病院事業財務規則(昭和四十三年山口県規則第三十一号)の一部を次のように

改正する。

第四条第二項中「吏員その他の」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県規則第二十五号

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地造成等規制法施行細則（昭和四十年山口県規則第百三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十七条」を「第十六条」に、「第十八条」を「第十七条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（変更の許可の申請）

第三条の二 省令第二十五条の申請書は、宅地造成工事変更許可申請書（別記第二号様式）によらなければならない。

第四条を次のように改める。

（変更の届出）

第四条 法第十二条第二項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成工事変更届（別記第三号様式）を知事に提出しなければならない。

第五条の見出しを「（工事着手等の届出）」に改め、同条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

第六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（協議）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二 法第十二条第三項において準用する法第十一条の規定により知事と協議しようとする者は、宅地造成工事変更協議申出書（別記第二号様式）に省令第四条の表に掲げる図面（変更に係るものに限る。）を添えて知事に提出しなければならない。

第七条中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に、「第二十七条」を「第二十九条」に改め、同条第二号中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第八条中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第十条第一項中「第十六条第一項」を「第十五条第一項」に、「各号」を「各号の

いずれにも」に改め、同条第二項中「一」に「を」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改める。

第十二条中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第十四条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三条の二の宅地造成工事変更許可申請書第十四条に次の一号を加える。

四 第六条の二の宅地造成工事変更協議申出書

別記第一号様式の表中「~~田~~・~~田~~・~~田~~」を「~~田~~」に改め、同様式の裏中「~~田~~」を「~~田~~」に改める。

別記第二号様式から別記第五号様式までを次のように改める。

第2号様式 (第3条の2、第6条の2関係)

宅地造成工事変更協議申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所 氏名

(印) (電話 局 番)

山口県収入証紙
はり付け欄
(消印しないこと。)

下記のとおり宅地造成に関する工事の計画の変更の協議をしたので、宅地造成等規制法第12条第1項等規制法第12条第3項において準用する同法第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。
記

許可の年月日及び番号	年 月 日	第 号
変更事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		
備考		

添付書類

変更前の許可又は協議に係る申請書又は申出書に添付した書類に変更があるときは、当該変更後の書類

- 注
- 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 - 2 申請者の氏名を自署したときは、押印すること。
 - 3 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とする宅地造成に関する工事の計画の変更にあつては、「備考」欄にその手続の進ちよく状況を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式 (第4条関係)

宅地造成工事変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住所 氏名

(印) (電話 局 番)

下記のとおり宅地造成に関する工事の計画の軽微な変更をしたので、宅地造成等規制法第12条第2項の規定により届け出ます。
記

許可(協議)の年月日及び番号	年 月 日	第 号
変更事項	1 造成主、設計者又は工事施行者	
	2 工事の着手予定年月日又は完了予定年月日	
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

- 2 届出者の氏名を自署したときは、押印すること。
 - 3 「変更事項」は、該当するものの番号を で囲むこと。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第六号様式中「第5号様式3号」を「第5号様式1号」に改める。
 別記第七号様式中「第5号様式4号」を「第5号様式2号」に改め、同様式の備考2を削り、同備考1を同備考とする。
 別記第十号様式の備考中3を削り、4を3とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二号

山口県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則

山口県心身障害児就学指導委員会規則（昭和五十三年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十一年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、山口県立盲学校（以下「盲学校」という。）、山口県立聾学校（以下

「聾学校」という。）及び山口県立養護学校（以下「養護学校」という。及び山口県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）に改める。

第二条中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第五条第三項中「第五十七条の四第二項」を「第五十七条の五第二項」に改め、同条

第四項中「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の五第一項」に改める。

第十三条の五第一項中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第十三条の八第一項及び第十四条第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十五条の五第一項中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第十九条第一項中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第二十二条第二項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十八条の二第一項中「盲学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表の4の表中「聾学校、聾学校及び養護学校」を「聾学校及び養護学校」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第一号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「七課」を「八課」に、「警務課」を「警務課 留置管理課」に改める。

第四条第一項警務課に関する部分中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、同部

分の次に次のように加える。

留置管理課

- 一 留置場の管理に関すること。
- 二 留置人の取扱いに関すること。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月二十三日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程（昭和三十二年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表個数の欄中「二五」を「二二」に、「二四」を「二一」に改め、同表保管者の欄中「山口県山口警察署徳地交番所長」の下に、「山口県山口警察署阿東幹部交番所長」を加え、「及び山口県長門警察署油谷交番所長」を、「山口県長門警察署油谷交番所長」、山口県萩警察署江崎幹部交番所長及び山口県長府警察署豊田幹部交番所長」に改める。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第十三号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月二十三日

山口県公安委員会

表山口県大島警察署の部安下庄交番の項を削り、同部沖家室警察官駐在所の項の次に

次のように加える。

安下庄警察官駐在所	大島郡周防 大島町大字 西安下庄	周防大島町のうち大字東安下庄、大字西安下庄、大字秋
-----------	------------------------	---------------------------

表山口県岩国警察署の部麻里布交番の項所管区の欄中「砂山町二丁目」の下に、「立石町一丁目」を加え、同部東交番の項所管区の欄中「立石町一丁目」を削り、同部装港交番の項を削り、同部岩国交通検問所の項の次に次のように加える。

装港警察官駐在所	岩国市装束 町一丁目	岩国市のうち新港町一丁目、新港町二丁目、新港町三丁目、新港町四丁目、新港町五丁目、装束町一丁目、装束町二丁目、装束町三丁目、装束町四丁目、装束町五丁目、装束町六丁目、柱島
----------	---------------	---

表山口県柳井警察署の部柳井港警察官駐在所の項所管区の欄中「宮本西」の下に、「宮野」を加え、「片野」を「片野東、片野西」に改め、同部馬血警察官駐在所の項所管区の欄中「下馬血」を「国清、迫田、下馬血、北町」に改め、「限る。」の下に「余田（畑に限る。）」を加え、同部余田警察官駐在所の項所管区の欄中「余田」の下に「（馬血警察官駐在所の所管区を除く。）」を加え、同表山口県下松警察署の部末武交番の項所管区の欄中「南花岡一丁目、南花岡六丁目、南花岡七丁目、及び、大字末武上（下高塚に限る。）」を削り、「大字末武中」の下に、「（花岡交番の所管区を除く。）」を加え、「大字瀬戸（字梁に限る。）」を削り、同部花岡交番の項所管区の欄中「のうち」の下に「東和一丁目、東和二丁目、桃山町、」を、「東陽七丁目」の下に「葉山一丁目、葉山二丁目、星が丘一丁目、星が丘二丁目、星が丘三丁目」を、「生野屋南三丁目」の下に「南花岡一丁目」を、「南花岡五丁目」の下に「南花岡六丁目、南花岡七丁目、大字河内（下松駅前交番の所管区を除く。）」、大字来巻」を加え、「（末武交番の所管区を除く。）」を、「大字末武中（西河原西、西河原東、上広石、下広石及び緑ヶ丘に限る。）」、大字瀬戸（高橋に限る。）」に改め、同部下松駅前交番の項所管区の欄中「星が丘一丁目、星が丘二丁目、星が丘三丁目」を削り、「（久保警察官駐在所の所管区を除く。）」を「殿ヶ浴、つつじヶ丘、昭通上、城山町、大河内及び吉原に限る。）」に改め、同部久保警察官駐在所の項を次のように改める。

久保警察官連絡所	下松市大字 河内	
----------	-------------	--

表山口県下松警察署の部米川警察官駐在所の項所管区の欄中「末武交番」を「花岡交番」に改め、同表山口県周南警察署の部周南団地交番の項所管区の欄中「清水町」の下に「学園台」を加え、同部櫛ヶ浜交番の項を削り、同部江口警察官駐在所の項の次に

次のように加える。

櫛ヶ浜警察官駐在所	周南市大字櫛ヶ浜	周南市のうち由加町、鼓海一丁目、鼓海二丁目、鼓海三丁目、大字薬屋、大字櫛ヶ浜、大字久米(旭、平井、田中及び院内に限る。)
-----------	----------	--

表山口県周南警察署の部大島警察官駐在所の項所管区の欄中、「櫛ヶ浜交番」を「櫛ヶ浜を除く。」を削り、同部久米警察官駐在所の項所管区の欄中、「櫛ヶ浜交番」を「櫛ヶ浜警察官駐在所」に改め、同表山口県防府警察署の部防府駅前交番の項所管区の欄中「、桑山一丁目、桑山二丁目」及び「、桑南一丁目、桑南二丁目」を削り、同部華城交番の項所管区の欄中「のうち」の下に「桑山一丁目、桑山二丁目、桑南一丁目、桑南二丁目」を加え、同表山口県山形警察署の部徳地交番の項の次に次のように加える。

阿東幹部交番	阿武郡阿東大字生雲西分	阿東町のうち大字生雲東分(長門峡警察官駐在所の所管区を除く。)、大字生雲西分、大字生雲中、大字蔵目、大字地福下(字田代、字下杉原、字上杉原、字向原、字鷹の巣及び字荒瀬に限る。)
徳佐交番	阿武郡阿東大字徳佐下	阿東町のうち大字徳佐上、大字徳佐中、大字徳佐下
三谷警察官連絡所	阿武郡阿東大字生雲東分	

表山口県山形警察署の部に次のように加える。

長門峡警察官駐在所	阿武郡阿東大字生雲東分	阿東町のうち大字生雲東分(字御堂原及び字千頭に限る。)、大字篠目
地福警察官駐在所	阿武郡阿東大字地福上	阿東町のうち大字地福上、大字地福下(阿東幹部交番の所管区を除く。)
嘉年警察官駐在所	阿武郡阿東大字嘉年上	阿東町のうち大字嘉年上、大字嘉年下

表山口県宇部警察署の部常盤台交番の項を削り、同部上宇部交番の項所管区の欄中「常盤台一丁目(常盤台交番の所管区を除く。)」を「開一丁目、開二丁目、開三丁目、開四丁目、開五丁目、開六丁目」に、「小羽山交番」を「小羽山警察官駐在所」に改め、同部小羽山交番の項を削り、同部新川交番の項所管区の欄中「下条二丁目」の下に「、大字中宇部(新川一五四区に限る。)」を加え、同部居能交番の項を削り、同部西岐波交番の項所管区の欄中「あすとびあ七丁目」の下に「、床波一丁目、床波二丁目、床波三丁目、床波四丁目、床波五丁目、床波六丁目」を加え、同部則真警察官連絡所の項の次に次のように加える。

常盤台警察官駐在所	宇部市上野中町	宇部市のうち野中一丁目、野中二丁目、野中三丁目、野中四丁目、野中五丁目、上野中町、常盤台一丁目、常盤台二丁目
小羽山警察官駐在所	宇部市南小羽山町二丁目	宇部市のうち北小羽山町一丁目、北小羽山町二丁目、北小羽山町三丁目、北小羽山町四丁目、東小羽山町一丁目、東小羽山町二丁目、東小羽山町三丁目、東小羽山町四丁目、東小羽山町五丁目、南小羽山町一丁目、南小羽山町二丁目、南小羽山町三丁目、大字中宇部(新川交番の所管区を除く。)、大字上宇部(広田、西山及び北上に限る。)
居能警察官駐在所	宇部市居能町三丁目	宇部市のうち居能町一丁目、居能町二丁目、居能町三丁目、文京町、鍋倉町、上条一丁目、上条二丁目、上条三丁目、上条四丁目、上条五丁目、北条一丁目、北条二丁目、東藤曲一丁目、東藤曲二丁目、文京台一丁目、文京台二丁目、文京台三丁目、東平原一丁目、東平原二丁目、南中山町一丁目、浜田一丁目、浜田二丁目、浜田三丁目、松崎町、西平原一丁目、西平原二丁目、西平原三丁目、西平原四丁目、岩鼻町、大字藤曲、大字中山

表山口県小野田警察署の部セメント町交番の項及び小野田駅前交番の項を次のように改める。

小野田駅前交番	山陽小野田市日出三丁目	山陽小野田市のうち緑が丘、高千帆一丁目、高千帆二丁目、石井手一丁目、柿の木坂一丁目、柿の木坂二丁目、柿の木坂三丁目、掃山一丁目、掃山二丁目、掃山三丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、日の出四丁目、日の出五丁目、新生一丁目、新生二丁目、新生三丁目、日出四丁目、日出五丁目、日出六丁目、日出七丁目、日出八丁目、日出九丁目、日出十丁目、日出十一丁目、日出十二丁目、日出十三丁目、日出十四丁目、日出十五丁目、日出十六丁目、日出十七丁目、日出十八丁目、日出十九丁目、日出二十丁目、日出二十一丁目、日出二十二丁目、日出二十三丁目、日出二十四丁目、日出二十五丁目、日出二十六丁目、日出二十七丁目、日出二十八丁目、日出二十九丁目、日出三十丁目、日出三十一丁目、日出三十二丁目、日出三十三丁目、日出三十四丁目、日出三十五丁目、日出三十六丁目、日出三十七丁目、日出三十八丁目、日出三十九丁目、日出四十丁目、日出四十一丁目、日出四十二丁目、日出四十三丁目、日出四十四丁目、日出四十五丁目、日出四十六丁目、日出四十七丁目、日出四十八丁目、日出四十九丁目、日出五十丁目、日出五十一丁目、日出五十二丁目、日出五十三丁目、日出五十四丁目、日出五十五丁目、日出五十六丁目、日出五十七丁目、日出五十八丁目、日出五十九丁目、日出六十丁目、日出六十一丁目、日出六十二丁目、日出六十三丁目、日出六十四丁目、日出六十五丁目、日出六十六丁目、日出六十七丁目、日出六十八丁目、日出六十九丁目、日出七十丁目、日出七十一丁目、日出七十二丁目、日出七十三丁目、日出七十四丁目、日出七十五丁目、日出七十六丁目、日出七十七丁目、日出七十八丁目、日出七十九丁目、日出八十丁目、日出八十一丁目、日出八十二丁目、日出八十三丁目、日出八十四丁目、日出八十五丁目、日出八十六丁目、日出八十七丁目、日出八十八丁目、日出八十九丁目、日出九十丁目、日出九十一丁目、日出九十二丁目、日出九十三丁目、日出九十四丁目、日出九十五丁目、日出九十六丁目、日出九十七丁目、日出九十八丁目、日出九十九丁目、日出百丁目
セメント町交番	山陽小野田市中央一丁目	宇部市のうち大字東須恵(九一七番一、九一八番一、九一八番二、九一八番三、九一八番四、九一八番五、九一八番六、九一八番七、九一八番八、九一八番九、九一八番十、九一八番十一、九一八番十二、九一八番十三、九一八番十四、九一八番十五、九一八番十六、九一八番十七、九一八番十八、九一八番十九、九一八番二十、九一八番二十一、九一八番二十二、九一八番二十三、九一八番二十四、九一八番二十五、九一八番二十六、九一八番二十七、九一八番二十八、九一八番二十九、九一八番三十、九一八番三十一、九一八番三十二、九一八番三十三、九一八番三十四、九一八番三十五、九一八番三十六、九一八番三十七、九一八番三十八、九一八番三十九、九一八番四十、九一八番四十一、九一八番四十二、九一八番四十三、九一八番四十四、九一八番四十五、九一八番四十六、九一八番四十七、九一八番四十八、九一八番四十九、九一八番五十、九一八番五十一、九一八番五十二、九一八番五十三、九一八番五十四、九一八番五十五、九一八番五十六、九一八番五十七、九一八番五十八、九一八番五十九、九一八番六十、九一八番六十一、九一八番六十二、九一八番六十三、九一八番六十四、九一八番六十五、九一八番六十六、九一八番六十七、九一八番六十八、九一八番六十九、九一八番七十、九一八番七十一、九一八番七十二、九一八番七十三、九一八番七十四、九一八番七十五、九一八番七十六、九一八番七十七、九一八番七十八、九一八番七十九、九一八番八十、九一八番八十一、九一八番八十二、九一八番八十三、九一八番八十四、九一八番八十五、九一八番八十六、九一八番八十七、九一八番八十八、九一八番八十九、九一八番九十、九一八番九十一、九一八番九十二、九一八番九十三、九一八番九十四、九一八番九十五、九一八番九十六、九一八番九十七、九一八番九十八、九一八番九十九、九一八番百)

表山口県小野田警察署の部西の浜警察官駐在所の項所管区の欄中「、新沖一丁目、新沖二丁目、新沖三丁目」を削り、「刈屋、木戸」を「刈屋西条、刈屋中村、刈屋上条、木戸大鼻、木戸中の町、木戸新町」に、「須恵」を「須恵西、湯布田」に、「西の浜」を「西の浜東区」に改め、同部本山警察官駐在所の項所管区の欄中「本山」を「本山

町」に、「本山岬町、宮前町、神明町」を「夏目」に、「弥生町、汐見町及び本山沖」を「南松浜、あさひが丘、松浜団地、本山団地及び田の尻」に改め、同表山口県豊田警察署の部を削り、同表山口県長門警察署の部仙崎交番の項を削り、同部長門市駅前交番の項所管区の欄中、「(仙崎交番の所管区を除く。)」を削り、同部通警察官駐在所の項所管区の欄中、「通」を「のうち通、仙崎(大日比区、大泊区及び青海区に限る。)」に改め、同項の次に次のように加える。

仙崎警察官駐在所	長門市仙崎	長門市仙崎(通警察官駐在所の所管区を除く。)
----------	-------	------------------------

表山口県長門警察署の部川尻警察官駐在所の項位置の欄中「油谷向津具上」を「油谷後畑」に改め、同表山口県萩警察署の部新川交番の項の次に次のように加える。

江崎幹部交番	萩市大字下	萩市のうち大字上田万、大字下田万、大字江崎
--------	-------	-----------------------

表山口県萩警察署の部川上警察官駐在所の項の次に次のように加える。

小川警察官駐在所	萩市大字中	萩市のうち大字上小川東分、大字上小川西分(弥富警察官駐在所の所管区を除く。)、大字中小川、大字下小川、大字鈴野川(字石ヶ谷に限る。)
----------	-------	--

表山口県萩警察署の部高保警察官駐在所の項の次に次のように加える。

須佐警察官駐在所	萩市大字須	萩市大字須佐
弥富警察官駐在所	萩市大字弥富下	萩市のうち大字上小川西分(字平山に限る。)、大字弥富上、大字弥富下、大字鈴野川(小川警察官駐在所の所管区を除く。)

表山口県阿東警察署の部及び山口県江崎警察署の部を削り、同表山口県下関警察署の部西部交番の項の次に次のように加える。

勝山交番	下関市秋根南町二丁目	下関市のうち秋根本町一丁目、秋根本町二丁目、秋根本町三丁目、秋根本町四丁目、秋根本町五丁目、秋根本町六丁目、秋根本町七丁目、秋根本町八丁目、秋根本町九丁目、秋根本町十丁目、秋根本町十一丁目、秋根本町十二丁目、秋根本町十三丁目、秋根本町十四丁目、秋根本町十五丁目、秋根本町十六丁目、秋根本町十七丁目、秋根本町十八丁目、秋根本町十九丁目、秋根本町二十丁目、秋根本町二十一丁目、秋根本町二十二丁目、秋根本町二十三丁目、秋根本町二十四丁目、秋根本町二十五丁目、秋根本町二十六丁目、秋根本町二十七丁目、秋根本町二十八丁目、秋根本町二十九丁目、秋根本町三十丁目、秋根本町三十一丁目、秋根本町三十二丁目、秋根本町三十三丁目、秋根本町三十四丁目、秋根本町三十五丁目、秋根本町三十六丁目、秋根本町三十七丁目、秋根本町三十八丁目、秋根本町三十九丁目、秋根本町四十丁目、秋根本町四十一丁目、秋根本町四十二丁目、秋根本町四十三丁目、秋根本町四十四丁目、秋根本町四十五丁目、秋根本町四十六丁目、秋根本町四十七丁目、秋根本町四十八丁目、秋根本町四十九丁目、秋根本町五十丁目、秋根本町五十一丁目、秋根本町五十二丁目、秋根本町五十三丁目、秋根本町五十四丁目、秋根本町五十五丁目、秋根本町五十六丁目、秋根本町五十七丁目、秋根本町五十八丁目、秋根本町五十九丁目、秋根本町六十丁目、秋根本町六十一丁目、秋根本町六十二丁目、秋根本町六十三丁目、秋根本町六十四丁目、秋根本町六十五丁目、秋根本町六十六丁目、秋根本町六十七丁目、秋根本町六十八丁目、秋根本町六十九丁目、秋根本町七十丁目、秋根本町七十一丁目、秋根本町七十二丁目、秋根本町七十三丁目、秋根本町七十四丁目、秋根本町七十五丁目、秋根本町七十六丁目、秋根本町七十七丁目、秋根本町七十八丁目、秋根本町七十九丁目、秋根本町八十丁目、秋根本町八十一丁目、秋根本町八十二丁目、秋根本町八十三丁目、秋根本町八十四丁目、秋根本町八十五丁目、秋根本町八十六丁目、秋根本町八十七丁目、秋根本町八十八丁目、秋根本町八十九丁目、秋根本町九十丁目、秋根本町九十一丁目、秋根本町九十二丁目、秋根本町九十三丁目、秋根本町九十四丁目、秋根本町九十五丁目、秋根本町九十六丁目、秋根本町九十七丁目、秋根本町九十八丁目、秋根本町九十九丁目、秋根本町百丁目
------	------------	--

表山口県長府警察署の部土居の内交番の項所管区の欄中「長府逢坂町」の下に、「長府龜の甲一丁目、長府龜の甲二丁目、長府紺屋町、長府安養寺一丁目、長府安養寺二丁目、長府安養寺三丁目、長府安養寺四丁目、長府珠の浦町、長府三島町」を加え、「(長府逢坂町から大字楠乃に至る市道第二五九〇号線以西の区域に限る。)」を削り、同部勝山交番の項を削り、同部小月交番の項の次に次のように加える。

豊田幹部交番	下関市豊田町大字殿敷	下関市のうち豊田町大字殿敷(百合野警察官駐在所の所管区を除く。)、豊田町大字西市、豊田町大字矢田、豊田町大字日野、豊田町大字中山、豊田町大字萩原、豊田町大字手洗、豊田町大字東長野、豊田町大字西長野、豊田町大字城戸、豊田町大字江良、豊田町大字阿座上
安養寺警察官連絡所	下関市長府紺屋町	

表山口県長府警察署の部安養寺警察官駐在所の項を削り、同部前田警察官駐在所の項の次に次のように加える。

菊川警察官駐在所	下関市菊川町大字田部	下関市のうち菊川町大字櫻井、菊川町大字道市、菊川町大字中山、菊川町大字西中山、菊川町大字上保木、菊川町大字下保木、菊川町大字上野、菊川町大字上大野、菊川町大字下大野、菊川町大字上岡枝、菊川町大字吉賀(橋崎警察官駐在所の所管区を除く。)
橋崎警察官駐在所	下関市菊川町大字吉賀	下関市のうち豊田町大字吉賀(字龍玉、字防迫及び字台に限る。)、菊川町大字日新
殿居警察官駐在所	下関市豊田町大字殿居	下関市のうち豊田町大字空路子、豊田町大字殿居、豊田町大字佐野、豊田町大字荒木、豊田町大字一ノ俣
豊田中警察官駐在所	下関市豊田町大字八道	下関市のうち豊田町大字八道、豊田町大字金道、豊田町大字浮石
百合野警察官駐在所	下関市豊田町大字大河内	下関市のうち豊田町大字今出、豊田町大字地吉、豊田町大字大河内、豊田町大字殿敷(字上殿敷に限る。)、豊田町大字橋原

表山口県彦島警察署の部西山交番の項を削り、同部本村警察官駐在所の項の次に次のように加える。

西山警察官駐在所	下関市彦島町大字五丁目	下関市のうち彦島町大字三丁目、彦島町大字四丁目、彦島町大字五丁目、彦島町大字六丁目、彦島町大字七丁目、彦島町大字八丁目、彦島町大字九丁目、彦島町大字十丁目、彦島町大字十一丁目、彦島町大字十二丁目、彦島町大字十三丁目、彦島町大字十四丁目、彦島町大字十五丁目、彦島町大字十六丁目、彦島町大字十七丁目、彦島町大字十八丁目、彦島町大字十九丁目、彦島町大字二十丁目、彦島町大字二十一丁目、彦島町大字二十二丁目、彦島町大字二十三丁目、彦島町大字二十四丁目、彦島町大字二十五丁目、彦島町大字二十六丁目、彦島町大字二十七丁目、彦島町大字二十八丁目、彦島町大字二十九丁目、彦島町大字三十丁目、彦島町大字三十一丁目、彦島町大字三十二丁目、彦島町大字三十三丁目、彦島町大字三十四丁目、彦島町大字三十五丁目、彦島町大字三十六丁目、彦島町大字三十七丁目、彦島町大字三十八丁目、彦島町大字三十九丁目、彦島町大字四十丁目、彦島町大字四十一丁目、彦島町大字四十二丁目、彦島町大字四十三丁目、彦島町大字四十四丁目、彦島町大字四十五丁目、彦島町大字四十六丁目、彦島町大字四十七丁目、彦島町大字四十八丁目、彦島町大字四十九丁目、彦島町大字五十丁目、彦島町大字五十一丁目、彦島町大字五十二丁目、彦島町大字五十三丁目、彦島町大字五十四丁目、彦島町大字五十五丁目、彦島町大字五十六丁目、彦島町大字五十七丁目、彦島町大字五十八丁目、彦島町大字五十九丁目、彦島町大字六十丁目、彦島町大字六十一丁目、彦島町大字六十二丁目、彦島町大字六十三丁目、彦島町大字六十四丁目、彦島町大字六十五丁目、彦島町大字六十六丁目、彦島町大字六十七丁目、彦島町大字六十八丁目、彦島町大字六十九丁目、彦島町大字七十丁目、彦島町大字七十一丁目、彦島町大字七十二丁目、彦島町大字七十三丁目、彦島町大字七十四丁目、彦島町大字七十五丁目、彦島町大字七十六丁目、彦島町大字七十七丁目、彦島町大字七十八丁目、彦島町大字七十九丁目、彦島町大字八十丁目、彦島町大字八十一丁目、彦島町大字八十二丁目、彦島町大字八十三丁目、彦島町大字八十四丁目、彦島町大字八十五丁目、彦島町大字八十六丁目、彦島町大字八十七丁目、彦島町大字八十八丁目、彦島町大字八十九丁目、彦島町大字九十丁目、彦島町大字九十一丁目、彦島町大字九十二丁目、彦島町大字九十三丁目、彦島町大字九十四丁目、彦島町大字九十五丁目、彦島町大字九十六丁目、彦島町大字九十七丁目、彦島町大字九十八丁目、彦島町大字九十九丁目、彦島町大字百丁目
----------	-------------	--

平成十九年三月二十二日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)